

第3次軽井沢町障がい者計画

（概要版）

令和6年3月

軽井沢町



■ 「障がい」の表記について

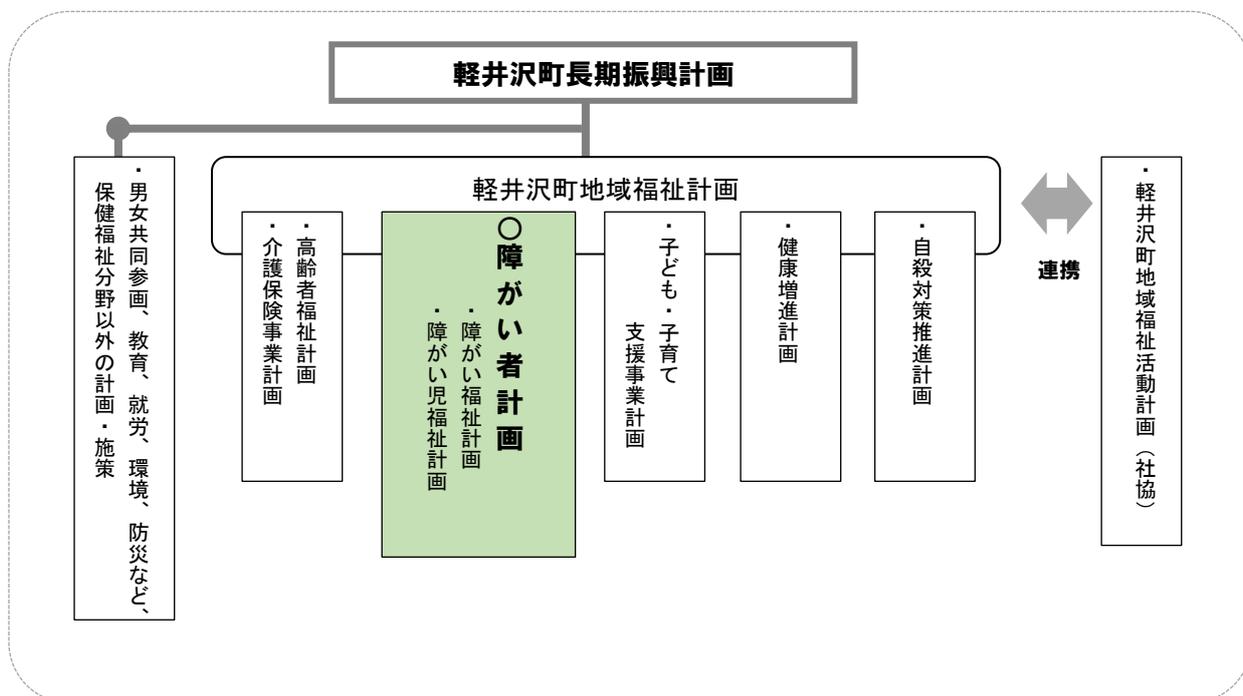
本計画は、法令の名称（令達文（条例、規則、訓令、達、指令）および公示文（告示、公告）を含む）、他の機関・団体の名称などの固有名詞を除き、「障がい」と表記しています。

計画策定の趣旨と位置づけ

「第3次軽井沢町障がい者計画」（以下「本計画」という）は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画」です。

本計画は、「第6次軽井沢町長期振興計画」および「第4次軽井沢町地域福祉計画」（令和5年3月策定）を上位計画として、軽井沢町の障がい者施策の基本方針を明らかにし、障がい者施策の総合的な推進を目指す計画であり、行政、住民、関係機関・団体、サービス提供事業者、企業などが一体となって目標とする社会を築くための指針となるものです。

●計画の位置づけ



●計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度を初年度とし、令和15年度を目標年度とする10か年計画とします。

なお、国による法制度の改正や社会経済情勢の大きな変化などに対応し、計画期間中であっても、計画内容の見直しに柔軟に対応することとします。

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)
軽井沢町障がい者計画	第3次 [本計画]									
障がい福祉計画	第7期		第8期			第9期			第10期 ※	
障がい児福祉計画	第3期		第4期			第5期			第6期 ※	

※令和17年度（2035年度）まで

計画の理念と基本目標

●計画の理念（地域の将来像）

たとえ、障がいがあったとしても、「誰もが幸せに生活できる」こと、言いかえれば、「みんなが輝く」ことができるまちづくりをこれからも進めます。そして、たくさんの人々が共に暮らせるよう、誰ひとり取り残さないまちづくりを目指します。

こうした考えから、計画の理念（地域の将来像）を次のように定めます。

誰ひとり取り残さないまち 軽井沢
 ～誰もが幸せに生活できる、みんなが輝くまちづくり～

●計画の基本目標

計画の柱 1 「誰もが幸せに生活できる軽井沢」 を目指して	人権を尊重することを基本に、住まいや保健・医療・福祉サービスの確保、活発なボランティア活動、町全体のバリアフリーや防災・安全対策など、地域で誰もが安心して、支え合いの中で暮らしていくことのできるまちづくりを進めます。	基本目標 1 地域で共に暮らせるように
		基本目標 2 安心して生活できるように
計画の柱 2 「みんなが輝く軽井沢」 を目指して	社会的な自立や生きがいある生活を実現できる環境づくりを進め、障がいのある一人ひとりが輝くまちづくりを進めます。	基本目標 3 社会的に自立できるように
		基本目標 4 生きがいをもてるように

障がいのある人の意向と今後の課題

●調査の概要

障がい者調査	<ul style="list-style-type: none"> ○調査対象：対象者全員（悉皆調査） ○調査方法：郵送による配布・回収 ○調査期間：令和6年2月5日～2月16日 ○調査結果：（成人）配布票数 904件／回収票数 407件／回収率45.02% （児童）配布票数 72件／回収票数 31件／回収率43.05%
事業所ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ○調査対象：障がい福祉サービス事業所 6事業所 ○調査方法：ヒアリング ○調査期間：令和6年1月22日～3月11日

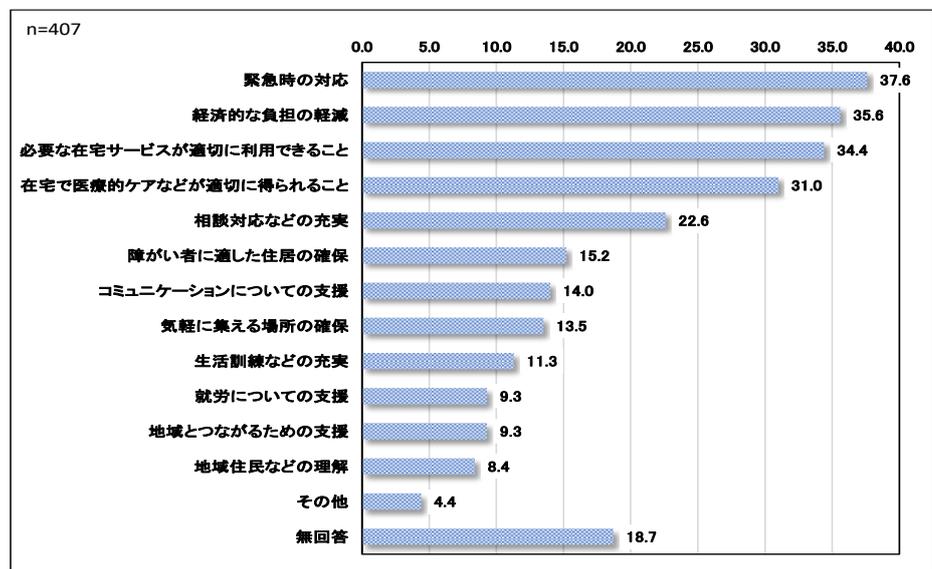
●調査の結果

希望する暮らしを送るための支援

（成人）

「緊急時の対応」

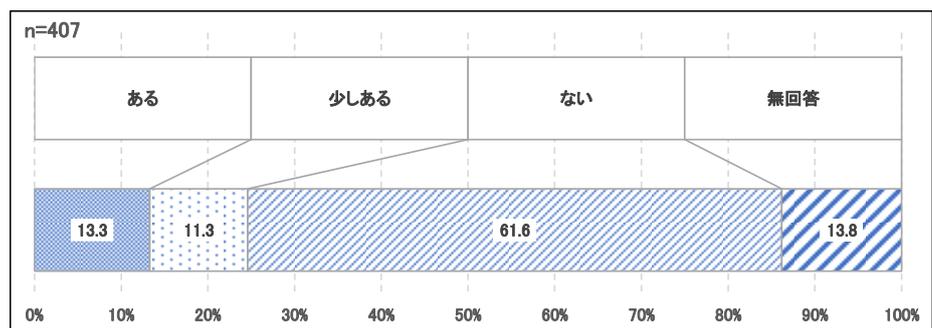
（37.6%）が最も多い



差別などの有無

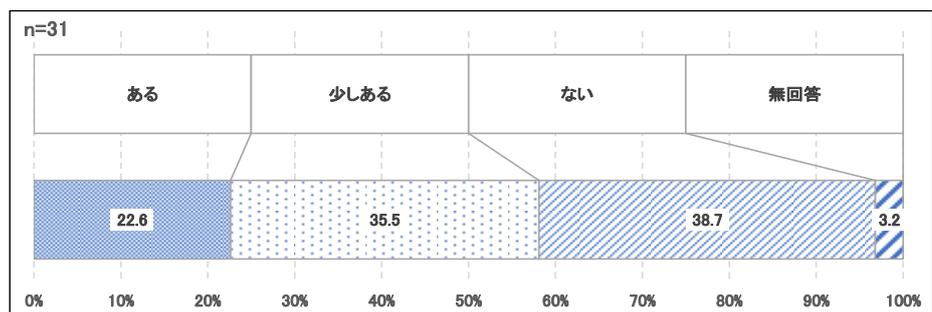
（成人）

「ある」「少しある」を合わせると24.6%



（児童）

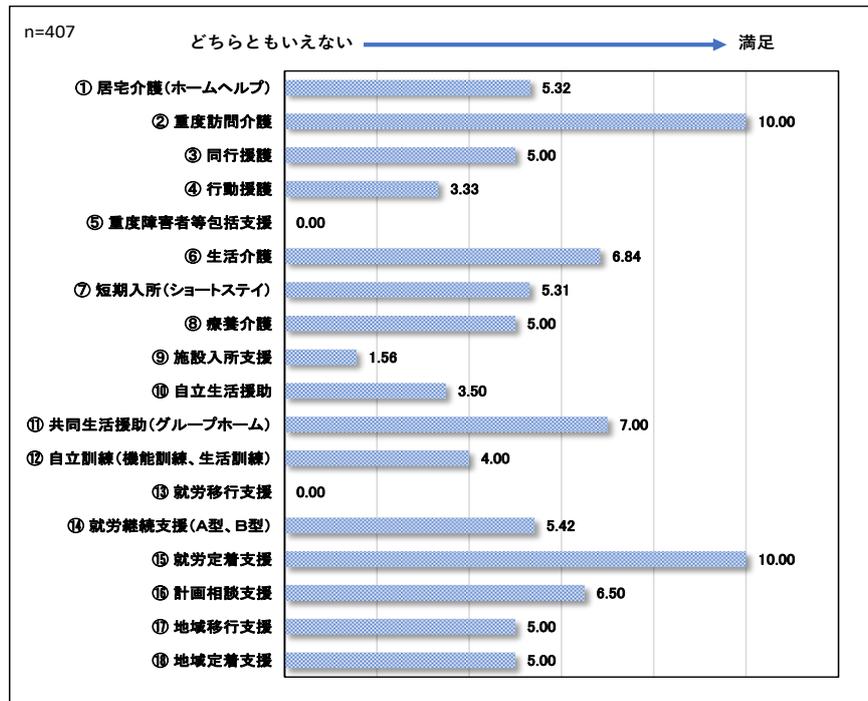
「ある」「少しある」を合わせると58.1%



障がい福祉サービスの満足度

(成人)

「② 重度訪問介護」「⑮ 就労定着支援」が満足度10で高い



●事業所ヒアリング調査結果からの課題

■サービス提供に関する課題	■軽井沢町の地域性を活かす課題
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい福祉サービスを担う現場職員やサービスを利用するための相談支援員の人材不足 ● 短期入所や共同生活援助、就労支援、移動支援、行動援護のサービス事業者の不足 ● 児童発達支援については、サービス利用とまではいかないもののフォローが必要な児童への対応 ● 地域の保健・福祉・医療の連携が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様性のある人々が暮らし、諸外国からの観光客層も多様な人々が来町する軽井沢町の独自性を活かすために、積極的にインクルーシブなまちづくりを展開する活動が必要

●これからの主要課題

■地域で共に暮らせるように	■安心して生活できるように
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人の人権の擁護 ● 地域生活を支える住宅の確保 ● 生活を支えるための保健・医療・福祉サービスの連携確保 ● 障がいのある人や介助者の高齢化、障がいの重度化への対応 ● ニーズに対応した定員拡充など、入所施設の充実促進 ● 障がいのある人の知る権利の確保、コミュニケーション支援 ● 様々な支援を円滑に受けるための相談の充実 ● 当事者団体や保護者団体、ボランティア団体などの活動拠点の確保、活動の支援 ● 当事者団体や保護者団体、ボランティア団体などの相互連携の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設、都市基盤のバリアフリー化の推進 ● 多様な障がいに対応した情報提供の充実 ● 防災・減災体制の確立、緊急・災害時における避難対策の充実 ● 交通安全・地域安全の確保のための対策の充実
■社会的に自立できるように	■生きがいをもてるように
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいの早期発見から円滑な支援の実施、保健・医療・福祉・教育などの関係機関・団体、庁内各課相互の情報共有と機能的な連携 ● 雇用の確保、福祉的就労から一般就労への移行、就労の継続などの支援の充実 ● 安定した生活を支えるための健康づくりの支援 ● 社会参加を促す移動・交通手段の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動などに参加できる場と機会の充実 ● 地域住民相互のふれあい、交流の促進

計画の体系と重点事業

計画の理念（地域の将来像）

誰ひとり取り残さないまち 軽井沢

～誰もが幸せに生活できる、みんなが輝くまちづくり～

計画の柱	基本目標	施策	重点事業
1 誰もが幸せに生活できる軽井沢	1 地域で共に暮らせるように	①人権・権利擁護の推進	成年後見制度の利用促進
		②住宅の確保	
		③保健・医療・福祉サービスの充実	障がいの早期発見
		④相談・情報提供・コミュニケーション支援の充実	相談支援の充実 障がいのある児童やその家族に対する相談の充実 手話言語条例の普及促進
		⑤福祉教育・意識啓発の充実	福祉教育の推進
		⑥ボランティア活動の促進	
	2 安心して生活できるように	①福祉のまちづくりの推進	
		②防災・減災対策の推進	地域防災体制の確立
		③交通安全・地域安全対策の推進	
	2 みんなが輝く軽井沢	3 社会的に自立できるように	①療育・教育の充実
②雇用・就業の促進			
③社会参加基盤の確保			外出機会の促進
④健康づくりの推進			
4 生きがいをもてるように		①生涯学習活動への参加促進	
		②スポーツ・レクリエーション活動への参加促進	スポーツ・レクリエーション教室の開催
		③交流活動の促進	

計画の柱 1

「誰もが幸せに生活できる軽井沢」を目指して

基本目標 1 地域で共に暮らせるように	④相談・情報提供・コミュニケーション支援の充実
①人権 権利擁護の推進	相談支援の充実 ★重点
障がいのある人の人権に関する啓発活動の推進	障がい者相談支援事業の推進
啓発活動に対する当事者参画の促進	地域活動支援センター
共生社会に関する理解啓発の促進	ピア・カウンセラーによる相談の充実
合理的配慮の普及促進	障がいのある児童やその家族に対する相談の充実 ★重点
学校教育における人権教育の推進	相談窓口の周知と対応の充実
権利擁護相談の充実	広報の充実
成年後見制度の利用促進 ★重点	障がい者福祉のしおりの発行
虐待の早期発見、防止のための支援体制づくり	要約筆記者の確保養成
グループホームなどの入所者やサービス利用者の人権擁護	手話通訳者の確保養成
②住宅の確保	コミュニケーション支援の充実
公営住宅の整備	手話言語条例の普及促進 ★重点
住宅整備に対する支援	⑤福祉教育・意識啓発の充実
③保健・医療・福祉サービスの充実	学校教育における福祉教育の推進
介護予防の推進	社会福祉普及校の指定
母子保健・成人保健・高齢者保健の充実	福祉教育の推進 ★重点
障がいの早期発見 ★重点	⑥ボランティア活動の促進
精神医療体制の充実	障がい者団体の活動支援
自立支援医療の給付	障がい者団体などの相互の交流促進
介護サービスの充実	ボランティア活動の促進
訓練等サービスの充実	基本目標 2 安心して生活できるように
経済的な支援	①福祉のまちづくりの推進
補装具費の支給	公共施設のバリアフリー化の推進
日常生活用具の給付	観光関連施設のバリアフリー化の推進
移動支援の充実	②防災・減災対策の推進
緊急一時的な対応	災害情報伝達の多様化
ガイドヘルパーの確保養成	避難方法・避難所対策の充実
障がい福祉サービス事業者の確保	地域防災体制の確立 ★重点
手話通訳派遣の充実	③交通安全・地域安全対策の推進
心身障がい者扶養共済掛金の補助	交通安全施設の整備
配食安否確認事業の補助	交通安全教育の充実
重度心身障がい者（児）等介護慰労金の支給	防犯対策の充実
特別支援学校等就学奨励援助費の支給	
特別支援学校等通学費の支給	
特別支援学校等入学支度金の支給	

計画の柱2

「みんなが輝く軽井沢」を目指して

基本目標3 社会的に自立できるように	③社会参加基盤の確保
①療育・教育の充実	公共交通の充実
児童発達支援センター「なないろ軽井沢」の運営 ★重点	外出支援の充実
保育・療育・教育の充実	外出機会の促進 ★重点
保育園の受入体制の充実	④健康づくりの推進
保育士・教職員等研修の充実	保健センター機能の充実
施設のバリアフリー化の推進	基本目標4 生きがいをもてるように
児童相談などの充実	①生涯学習活動への参加促進
就学前教育相談の充実	生涯学習講座の充実
関係機関との連携強化による適正な就園・就学相談の推進	生涯学習プログラムの充実
医療機関との連携による教育相談、機能訓練の充実	芸術文化活動の促進
保育・療育・教育などの一環した相談支援体制の構築 ★重点	読書バリアフリーの促進
特別支援教育の推進	②スポーツ・レクリエーション活動への参加促進
特別支援教育推進体制の整備	ユニバーサルスポーツ祭の企画開催
特別支援学級の整備充実	スポーツ・レクリエーション教室の開催 ★重点
交流による社会性の向上	生涯スポーツ施設の確保充実
学校施設の整備充実	障がい者スポーツ活動の促進
放課後児童健全育成の促進	③交流活動の促進
②雇用・就業の促進	交流ふれあい機会の充実
雇用促進のための啓発強化	障がい者とボランティア団体などとの交流の促進
公共職業安定所との連携強化	
公的機関における雇用拡大の推進	
企業への障がい者雇用の要請	
雇用に関する各種助成制度の周知	
障がい者就業・生活支援センターの活用	
ジョブコーチによる就労支援の促進	
就労移行支援の充実	
就労継続支援の充実	
職親制度の充実	

第3次軽井沢町障がい者計画(概要版)

令和6年3月

発行 軽井沢町保健福祉課

〒389-0111

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 4844-1 木もれ陽の里内

電話：0267-44-3333 FAX：0267-44-1396